

秋田県内指定障害福祉サービス事業所の長様

秋田県障害者社会参加推進センター
センター長 石川 肇
(公印省略)

令和4年度サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修【実践研修】の
開催について（通知）

当センターの事業につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当センターでは今年度の標記研修を新型コロナウイルス感染症予防等のため、原則としてオン
ラインで実施することとなりました。

つきましては、当センターのホームページに開催要領等詳細を掲載しておりますので、受講を希望する
際は各種資料をご確認の上、お申込みください。

【 URL <https://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/> 】

なお、この通知は令和4年4月1日現在の指定障害福祉サービス事業所に送付しておりますので、受講
者については、法人内で十分調整の上、申込んでください。

また、申込者多数の場合は、県障害福祉課と協議の上、受講者を決定しますので、ご注意ください。

研修名	開催日	研修形式
実践研修1	10月24日（月）・25日（火）	ハイブリット
実践研修2	11月17日（木）・18日（金）	オンライン

※実践研修申込締切日 8月31日（水）午後5時（厳守）

1 告示改正について

令和元年度からサービス管理責任者等に係る研修制度が見直され、従来からの基礎研修の他、5年毎
の更新研修や令和3年度からは実践研修が導入されました。新しい制度の内容については、県障害福祉
課や当センターのホームページに掲載している情報等でご確認ください。

2 実践研修について

今年度の実践研修は、令和元年度または令和2年度に基礎研修を修了された方で一定の条件を満たす
方を対象に行います。令和元年度に基礎研修を修了された方で現在、経過措置によりサビ管等として配
置されている方については、【サビ管】令和4年10月25日まで、【児発管】令和4年10月31日
まででそれぞれ経過措置が切れます（これは、令和元年度基礎研修の修了証書発行日から3年間の経過
措置のため）。継続してサービス管理責任者等に從事される場合は、今年度の実践研修を申込まれる際
に、必ず『実践研修1』を選択してください。実践研修2の選択では、経過措置の期間が過ぎてしまい、
サビ管等の配置要件を満たさない期間が生じますので、ご注意ください。

3 研修の延期または中止の可能性について

本研修は、ホームページに掲載している開催要領等により実施予定ですが、新型コロナウイルスの感
染対策の状況によっては、延期または中止となることがありますので、あらかじめご承知おきください。

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号
秋田県身体障害者福祉協会内
秋田県障害者社会参加推進センター
サビ管研修担当：小林・鹿子澤
TEL 018-864-2780 FAX 018-864-2781